

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2013-84294(P2013-84294A)

【公開日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-022

【出願番号】特願2012-276507(P2012-276507)

【国際特許分類】

G 06 F 21/62 (2013.01)

H 04 L 9/08 (2006.01)

G 06 F 21/64 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/24 1 6 6 A

H 04 L 9/00 6 0 1 B

G 06 F 21/24 1 6 7 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタルコンテンツを保護するセキュリティプロトコルのための方法であって、前記方法は、

第1の復号化アルゴリズムを第1のビットストリームから取得することと、

前記第1のビットストリームの残余を復号化することにより、第1の復号化されたビットストリームを生成することであって、前記第1のビットストリームの残余の復号化は、前記第1のビットストリームから取得された前記第1の復号化アルゴリズムを使用して行われることと、

第2の復号化アルゴリズムを前記第1の復号化されたビットストリームから取得することと、

前記第1の復号化されたビットストリームの残余を復号化することにより、第2の復号化されたビットストリームを生成することであって、前記第1の復号化されたビットストリームの残余の復号化は、前記第1の復号化されたビットストリームから取得された前記第2の復号化アルゴリズムを使用して行われることと

を含む、方法。

【請求項2】

前記第2の復号化されたビットストリームは、デジタルコンテンツを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記デジタルコンテンツは、オーディオデータまたはビデオデータを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第1のビットストリームを第1の標的ユニットで受信することをさらに含み、前記第1のビットストリームの残余の復号化は、サーバから取得された第1のキーを使用して行われる、請求項2に記載の方法。

【請求項 5】

前記第1のキーは、複合キーである、請求項4に記載の方法。

【請求項 6】

前記第1のキーは、暗号化されている、請求項5に記載の方法。

【請求項 7】

前記第1のキーを復号化することにより、第1の復号化された複合キーを生成することをさらに含む、請求項6に記載の方法。

【請求項 8】

前記第1のキーは、標的ユニットの特定のキーを用いて復号化される、請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

前記標的ユニットの特定のキーは、前記サーバで前記標的ユニットのシリアル番号と関連付けられている、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

前記標的ユニットの特定のキーは、前記標的ユニットのハードウェアに常駐する、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記標的ユニットの特定のキーは、ソフトウェアによって読み取ることができない、請求項10に記載の方法。

【請求項 12】

前記第1の復号化された複合キーを暗号化することと、前記第1の復号化されて暗号化された複合キーを局部記憶装置に格納することとをさらに含む、請求項7に記載の方法。

【請求項 13】

前記第1の復号化されたビットストリームを暗号化することと、前記第1の復号化されて暗号化されたビットストリームを局部記憶装置に格納することとをさらに含む、請求項12に記載の方法。

【請求項 14】

前記第1の復号化された複合キーを復号化することにより、第2の復号化された複合キーを生成することをさらに含み、前記第2の復号化された複合キーは、前記第1のビットストリームの残余を復号化するために使用される、請求項7に記載の方法。

【請求項 15】

前記第2の復号化された複合キーは、ソフトウェアによって読み取ることができない、請求項14に記載の方法。

【請求項 16】

前記第2の復号化された複合キーを暗号化することと、前記第2の復号化されて暗号化された複合キーを局部記憶装置に格納することとをさらに含む、請求項14に記載の方法。

。

【請求項 17】

前記第1の復号化された複合キーは、デジタルコンテンツの特定のキーを用いて復号化される、請求項14に記載の方法。

【請求項 18】

前記第2の復号化されたビットストリームは、キャッシュに格納される、請求項4に記載の方法。

【請求項 19】

前記キャッシュは、安全な命令キャッシュである、請求項18に記載の方法。

【請求項 20】

デジタルコンテンツを保護するセキュリティプロトコルを実行するためのシステムであつて、

前記システムは、標的ユニットを含み、前記標的ユニットは、命令を実行するように動作可能なプロセッサと、前記命令を格納するように動作可能なメモリとを含み、

前記命令は、

第1の復号化アルゴリズムを第1のビットストリームから取得するステップと、

前記第1のビットストリームの残余を復号化することにより、第1の復号化されたビットストリームを生成するステップであって、前記第1のビットストリームの残余の復号化は、前記第1のビットストリームから取得された前記第1の復号化アルゴリズムを使用して行われる、ステップと、

第2の復号化アルゴリズムを前記第1の復号化されたビットストリームから取得するステップと、

前記第1の復号化されたビットストリームの残余を復号化することにより、第2の復号化されたビットストリームを生成するステップであって、前記第1の復号化されたビットストリームの残余の復号化は、前記第1の復号化されたビットストリームから取得された前記第2の復号化アルゴリズムを使用して行われる、ステップと

を実行するように動作可能である、システム。

【請求項21】

前記第2の復号化されたビットストリームは、デジタルコンテンツを含む、請求項20に記載のシステム。

【請求項22】

前記デジタルコンテンツは、オーディオデータまたはビデオデータを含む、請求項21に記載のシステム。

【請求項23】

前記第1のビットストリームの残余の復号化は、サーバから取得された第1のキーを使用して行われる、請求項21に記載のシステム。

【請求項24】

前記第1のキーは、複合キーである、請求項23に記載のシステム。

【請求項25】

前記第1のキーは、暗号化されている、請求項24に記載のシステム。

【請求項26】

前記命令は、前記第1のキーを復号化することにより、第1の復号化された複合キーを生成するステップを実行するように動作可能である、請求項25に記載のシステム。

【請求項27】

前記第1のキーは、標的ユニットの特定のキーを用いて復号化される、請求項26に記載のシステム。

【請求項28】

前記標的ユニットの特定のキーは、前記サーバで前記標的ユニットのシリアル番号と関連付けられている、請求項27に記載のシステム。

【請求項29】

前記標的ユニットの特定のキーは、前記標的ユニットのハードウェアに常駐する、請求項28に記載のシステム。

【請求項30】

前記標的ユニットの特定のキーは、ソフトウェアによって読み取ることができない、請求項29に記載のシステム。

【請求項31】

前記命令は、前記第1の復号化された複合キーを暗号化するステップと、前記第1の復号化されて暗号化された複合キーを局部記憶装置に格納するステップとを実行するように動作可能である、請求項26に記載のシステム。

【請求項32】

前記命令は、前記第1の復号化されたビットストリームを暗号化するステップと、前記第1の復号化されて暗号化されたビットストリームを局部記憶装置に格納するステップとを実行するように動作可能である、請求項31に記載のシステム。

【請求項33】

前記命令は、前記第1の復号化された複合キーを復号化することにより、第2の復号化された複合キーを生成するステップを実行するように動作可能であり、前記第2の復号化された複合キーは、前記第1のビットストリームの残余を復号化するために使用される、請求項26に記載のシステム。

【請求項34】

前記第2の復号化された複合キーは、ソフトウェアによって読み取ることができない、請求項33に記載のシステム。

【請求項35】

前記命令は、前記第2の復号化された複合キーを暗号化するステップと、前記第2の復号化されて暗号化された複合キーを局部記憶装置に格納するステップとを実行するように動作可能である、請求項33に記載のシステム。

【請求項36】

前記第1の復号化された複合キーは、デジタルコンテンツの特定のキーを用いて復号化される、請求項33に記載のシステム。

【請求項37】

前記第2の復号化されたビットストリームは、キャッシュに格納される、請求項23に記載のシステム。

【請求項38】

前記キャッシュは、安全な命令キャッシュである、請求項37に記載のシステム。

【請求項39】

デジタルコンテンツを保護するセキュリティプロトコルのための方法であって、前記方法は、

第1の復号化アルゴリズムを第1のビットストリームから取得することと、

前記第1のビットストリームの残余を復号化することにより、第1の復号化されたビットストリームを生成することであって、前記第1のビットストリームの残余の復号化は、前記第1のビットストリームから取得された前記第1の復号化アルゴリズムを使用して行われることと、

前記第1の復号化されたビットストリームの第1の部分を取得することと、

前記第1の復号化されたビットストリームの第1の部分が、前記第1の復号化されたビットストリームの残余が暗号化されていないデジタルコンテンツであることを示すインジケータであることを決定することと

を含む、方法。

【請求項40】

前記インジケータは、単一の演算子またはフラグである、請求項39に記載の方法。

【請求項41】

デジタルコンテンツを保護するセキュリティプロトコルのための方法であって、前記方法は、

第1の復号化アルゴリズムを第1のビットストリームから取得することと、

前記第1のビットストリームの残余を復号化することにより、第1の復号化されたビットストリームを生成することであって、前記第1のビットストリームの残余の復号化は、前記第1のビットストリームから取得された前記第1の復号化アルゴリズムを使用して行われることと、

前記第1の復号化されたビットストリームの第1の部分を取得することと、

第2の復号化アルゴリズムを前記第1の復号化されたビットストリームの第1の部分を使用して取得することと、

前記第1の復号化されたビットストリームの残余を復号化することにより、第2の復号化されたビットストリームを生成することであって、前記第1の復号化されたビットストリームの残余の復号化は、前記第2の復号化アルゴリズムを使用して行われることとを含む、方法。

【請求項42】

前記第1の復号化されたビットストリームの第1の部分は、メモリ内における前記第2の復号化アルゴリズムの配置である、請求項41に記載の方法。